

行政訴訟法
實務見解彙編
(續編)



司法院印行
中華民國99年12月

行政訴訟法實務見解彙編（續編）



行政訴訟及懲戒廳 編輯

國家圖書館出版品預行編目資料

行政訴訟法實務見解彙編. 繢編 / 司法院行政訴
訴及懲戒廳編輯. -- 第一版. -- 臺北市：司法
院，民 99.12
面；公分
ISBN 978-986-02-6261-2(精裝)

1. 行政訴訟法 2. 判例解釋例

588.16

99025013

行政訴訟法實務見解彙編（續編）

編輯者：司法院行政訴訟及懲戒廳

出版機關：司法院

電話：02-23618577

地址：臺北市重慶南路1段124號

網址：<http://judicial.gov.tw>

出版年月：99年12月

版次：第一版

刷次：第一刷

定價：新台幣250元整

印刷者：龍讚裝訂股份有限公司

地址：台北縣220板橋市中山路二段465巷81號2樓

電話：02-2955-5284-6

版權所有・翻印必究

GPN : 1009904588

ISBN : 978-986-02-6261-2 (精裝)

例　　言

為加強行政救濟功能，96年間，本院依行政訴訟法法條順序，分別收錄與各法條相關之解釋、判例，暨89年7月1日二級二審訴訟新制實施後，最高行政法院庭長法官聯席會議決議、各級行政法院法律座談會研討結果及相關文獻等資料，編印「行政訴訟法實務見解彙編」乙書，供實務及學術研究之參考。付梓以來，廣受重視，頗獲好評，爰續將96年10月以後迄今之相關實務見解及文獻資料，延續前書體例編輯，名為「行政訴訟法實務見解彙編（續編）」，提供各界參考。

本彙編仍循前書體例編排，蒐集之實務見解，計有解釋2則、判例13則、最高行政法院庭長法官聯席會議決議15則、高等行政法院法律座談會紀錄14則、最高行政法院裁判要旨65則及相關文獻142篇，對於實務見解內容，除文字明顯錯誤或缺漏，予以更正或補充外，均維持原文，不作變動，以示尊重。

本彙編編輯工作雖力求周全，校勘力求精確，惟因時間倉促，疏漏難免，尚祈閱者諸賢不吝指正。

目 錄

行政訴訟法

第1編 總則	1
第1章 行政訴訟事件	2
第1條 立法宗旨	2
第2條 行政訴訟審判權之範圍	2
第3條 行政訴訟之種類	13
第4條 撤銷訴訟之要件	13
第5條 提起課予義務訴訟之要件	58
第6條 確認訴訟之要件	72
第7條 合併請求損害賠償	90
第8條 紿付訴訟之要件	97
第9條 維護公益訴訟	104
第10條 選舉罷免訴訟	105
第11條 準用訴訟有關規定	105
第12條 民刑訴訟與行政爭訟程序之關係	105
第12條之1 一事不再理	105
第12條之2 訴訟權限	105
第12條之3 移送訴訟前有急迫情形之必要處分	109
第12條之4 訴訟費用之徵收（一）	109
第12條之5 訴訟費用之徵收（二）	109
第2章 行政法院	110
 第1節 管 轄	110
第13條 法人、機關及團體之普通審判籍	110
第14條 自然人之普通審判籍	110
第15條 因不動產而涉訟之管轄法院	110
第15條之1 公務員職務關係之訴訟之管轄法院	111
第15條之2 因保險事件涉訟之管轄法院	111

第 16 條 指定管轄之情形.....	111
第 17 條 管轄恆定原則.....	111
第 18 條 準用之規定.....	111
第 2 節 法官之迴避.....	112
第 19 條 法官應自行迴避之情形	112
第 20 條 準用之規定	113
第 21 條 書記官及通譯準用之規定	113
第 3 章 當事人.....	114
第 1 節 當事人能力及訴訟能力.....	114
第 22 條 當事人能力	114
第 23 條 訴訟當事人之範圍.....	114
第 24 條 被告機關（一）	116
第 25 條 被告機關（二）一受託團體或個人.....	116
第 26 條 被告機關（三）一直接上級機關.....	116
第 27 條 訴訟能力	116
第 28 條 準用之規定	117
第 2 節 選定當事人.....	117
第 29 條 選定或指定當事人.....	117
第 30 條 更換或增減選定或指定當事人.....	118
第 31 條 選定或指定之人喪失資格之救濟	118
第 33 條 選定當事人為訴訟行為之限制	118
第 34 條 選定當事人之證明	118
第 35 條 為公益提起訴訟.....	119
第 36 條 準用之規定	119
第 3 節 共同訴訟.....	119
第 37 條 共同訴訟之要件.....	119
第 38 條 通常共同訴訟人間之關係	120
第 39 條 必要共同訴訟人間之關係	120
第 40 條 繼行訴訟權	120
第 4 節 訴訟參加.....	120

第 41 條 必要共同訴訟之獨立參加	120
第 42 條 利害關係人獨立參加訴訟	121
第 43 條 參加訴訟之程序	121
第 44 條 命行政機關參加訴訟	122
第 45 條 命參加之裁定及其程序	122
第 46 條 必要共同訴訟參加人之地位	122
第 47 條 本訴訟判決效力之擴張	123
第 48 條 準用之規定	126
第 5 節 訴訟代理人及輔佐人	126
第 49 條 訴訟代理人之限制	126
第 50 條 委任訴訟代理人之方式	127
第 51 條 訴訟代理人之權限	128
第 52 條 單獨代理	128
第 53 條 訴訟代理權之效力	128
第 54 條 終止訴訟委任之要件及程序	128
第 55 條 輔佐人到場之許可及撤銷	129
第 56 條 準用之規定	129
第 4 章 訴訟程序	130
第 1 節 當事人書狀	130
第 57 條 當事人書狀應記載事項	130
第 58 條 書狀之簽名	130
第 59 條 準用之規定	131
第 60 條 以筆錄代書狀	132
第 2 節 送達	132
第 61 條 送達	132
第 62 條 送達之執行	132
第 63 條 嘱託送達1—於管轄區域外之送達	132
第 64 條 對無訴訟能力人之送達	132
第 65 條 對外國法人團體之送達	133
第 66 條 送達應向訴訟代理人為之	133
第 67 條 指定送達代收人1	133

第 68 條	送達代收人之效力.....	133
第 69 條	指定送達代收人2.....	133
第 70 條	付郵送達.....	133
第 71 條	送達處所.....	134
第 72 條	補充送達.....	134
第 73 條	寄存送達.....	134
第 74 條	留置送達.....	135
第 75 條	送達之期間.....	135
第 76 條	自行交付送達及付郵送達之證明.....	135
第 77 條	囑託送達2—於外國或境外為送達者.....	136
第 78 條	囑託送達3—駐外人員為送達者.....	136
第 79 條	囑託送達4—服役之軍人為送達者.....	136
第 80 條	囑託送達5—在監所人為送達者.....	136
第 81 條	公示送達之事由.....	136
第 82 條	公示送達生效之起始日.....	137
第 83 條	準用之規定.....	137
第 3 節 期日及期間.....		137
第 84 條	期日之指定及限制.....	137
第 85 條	期日之告知.....	137
第 86 條	期日應為之行為.....	137
第 87 條	變更或延展期日.....	138
第 88 條	裁定期間之酌定及起算.....	138
第 89 條	在途期間之扣除.....	138
第 90 條	伸長或縮短期間.....	138
第 91 條	回復原狀之聲請.....	138
第 92 條	聲請回復原狀之程序.....	139
第 93 條	回復原狀之聲請與補行之訴訟行為合併裁判.....	139
第 94 條	準用之規定.....	139
第 4 節 訴訟卷宗.....		140
第 95 條	訴訟文書之保存.....	140
第 96 條	訴訟文書之利用.....	140
第 97 條	訴訟文書利用之限制.....	140

第5節	訴訟費用	140
第 98 條	訴訟費用負擔之原則	140
第 98 條之 1	裁判費-1	143
第 98 條之 2	裁判費-2	145
第 98 條之 3	裁判費-3	150
第 98 條之 4	裁判費-4	150
第 98 條之 5	裁判費-5	154
第 98 條之 6	費用之徵收	156
第 99 條	參加訴訟人之訴訟費用之負擔	156
第 100 條	必要費用之預納及徵收	156
第 101 條	訴訟救助	157
第 102 條	聲請訴訟救助	159
第 103 條	訴訟救助之效力	159
第 104 條	準用之規定	159
第2編	高等行政法院第1審訴訟程序	164
第1章	通常訴訟程序	164
第1節	起 訴	164
第 105 條	起訴之程式	164
第 106 條	撤銷訴訟之提起期間	164
第 107 條	訴訟要件之審查及補正	165
第 108 條	將訴狀送達被告並命答辯	177
第 109 條	言詞辯論期日之指定	177
第 110 條	當事人恆定與訴訟繼受主義	177
第 111 條	應准許訴之變更或追加之情形	177
第 112 條	被告得提起反訴	180
第 113 條	訴訟撤回之要件及程序	180
第 114 條	訴訟撤回之限制	180
第 115 條	準用之規定	181
第2節	停止執行	181
第 116 條	行政訴訟不停止執行之原則1	181
第 117 條	行政訴訟不停止執行之原則2	182

第 118 條	撤銷停止執行之裁定	182
第 119 條	抗告	182
第 3 節	言詞辯論	183
第 120 條	言詞辯論	183
第 121 條	得於言詞辯論前所為之處置	183
第 122 條	言詞辯論之開始及當事人之陳述	183
第 123 條	調查證據之期日	183
第 124 條	審判長之職權—言詞辯論指揮權	184
第 125 條	行政法院職權調查事實及審判長之闡明權	184
第 126 條	受命法官之指定及行政法院之囑託	186
第 127 條	同種類之訴訟得合併辯論	186
第 128 條	言詞辯論筆錄應記載事項	186
第 129 條	言詞辯論筆錄實質上應記載事項	187
第 130 條	筆錄之朗讀或閱覽	187
第 131 條	受命法官之權限	187
第 132 條	準用之規定	188
第 4 節	證 據	188
第 133 條	調查證據	188
第 134 條	自認之限制	189
第 135 條	認他造證據之主張或應證之事實為真實	189
第 136 條	準用之規定	189
第 137 條	行政法院所不知之習慣及外國法之舉證	192
第 138 條	囑託調查證據	192
第 139 條	受命法官調查或囑託調查	192
第 140 條	製作調查證據筆錄	192
第 141 條	調查證據後行政法院應為之處置	192
第 142 條	為證人之義務	193
第 143 條	證人不到場之處罰	193
第 144 條	公務員為證人之特則	193
第 145 條	得拒絕證言之事由 1	193
第 146 條	得拒絕證言之事由 2	194
第 147 條	得拒絕證言者之告知	194

第 148 條	不陳明原因而拒絕證言得處罰緩	194
第 149 條	命證人具結	194
第 150 條	不得命具結者	195
第 151 條	得不命具結者	195
第 152 條	得拒絕具結之事由	195
第 153 條	拒絕具結準用之規定	195
第 154 條	當事人之聲請發問及自行發問	195
第 155 條	發給證人日費及旅費	195
第 156 條	鑑定準用之規定	196
第 157 條	有為鑑定人之義務	196
第 158 條	拘提之禁止	196
第 159 條	拒絕鑑定	196
第 160 條	報酬之請求	196
第 161 條	囑託鑑定準用之規定	196
第 162 條	專業法律問題之徵詢意見	197
第 163 條	當事人有提出義務之文書	197
第 164 條	調取文書	197
第 165 條	當事人違背提出文書命令之效果	197
第 166 條	聲請命第三人提出文書	197
第 167 條	裁定命第三人提出文書	198
第 168 條	第三人提出文書準用之規定	198
第 169 條	第三人不從提出文書命令之制裁	198
第 170 條	第三人之權利	198
第 171 條	文書真偽之辨別	198
第 172 條	鑑別筆跡之方法	199
第 173 條	準文書	199
第 174 條	勘驗準用之規定	199
第 175 條	保全證據之管轄法院	199
第 176 條	準用之規定	199
第 5 節	訴訟程序之停止	201
第 177 條	裁定停止1-裁判以他訴法律關係為據	201
第 178 條	裁定停止2-受理訴訟之權限見解有異	202

第 179 條	當然停止.....	202
第 180 條	當然停止之例外規定	203
第 181 條	承受訴訟之聲明.....	203
第 182 條	當然或裁定停止之效力	203
第 183 條	當事人合意停止訴訟程序	203
第 184 條	合意停止之期間及次數之限制	203
第 185 條	擬制合意停止	204
第 186 條	準用之規定	204
第 6 節 裁 判		204
第 187 條	裁判之方式	204
第 188 條	判決之形式要件，言詞審理、直接審理	205
第 189 條	裁判之實質要件	205
第 190 條	終局判決	206
第 191 條	一部之終局判決	206
第 192 條	中間判決	207
第 193 條	中間裁定	207
第 194 條	逕為判決之情形	207
第 195 條	判決及不利益變更之禁止	207
第 196 條	撤銷判決中命為回復原狀之處置	208
第 197 條	撤銷訴訟之代替判決	208
第 198 條	情況判決	208
第 199 條	因情況判決而受損害之救濟	211
第 200 條	請求應為行政處分之訴訟之判決方式	211
第 201 條	對違法裁量行為之審查	213
第 202 條	捨棄及認諾判決	214
第 203 條	情事變更原則	214
第 204 條	宣示與公告判決	214
第 205 條	宣示判決之效力及主文之公告	214
第 206 條	判決之羈束力	215
第 207 條	裁定宣示及公告	215
第 208 條	裁定之羈束力	215
第 209 條	判決書應記載事項	215

第 210 條 判決正本應送達當事人	217
第 211 條 對不得上訴之判決作錯誤告知	218
第 212 條 判決之確定	218
第 213 條 判決之確定力	218
第 214 條 確定判決之效力	220
第 215 條 撤銷或變更原處分判決之效力	220
第 216 條 判決之拘束力	221
第 217 條 裁定準用之規定	221
第 218 條 準用之規定	221
第 7 節 和 解	222
第 219 條 試行和解	222
第 220 條 試行和解得命當事人等到場	223
第 221 條 和解筆錄	223
第 222 條 和解之效力	223
第 223 條 請求繼續審判	223
第 224 條 請求繼續審判之時限	224
第 225 條 駁回繼續審判之請求	224
第 226 條 變更和解內容之準用規定	224
第 227 條 第三人參加和解	224
第 228 條 準用之規定	224
第 2 章 簡易訴訟程序	225
第 229 條 適用簡易程序之行政訴訟事件	225
第 230 條 簡易訴訟之變更、追加或反訴	226
第 231 條 起訴及聲明以言詞為之	226
第 232 條 簡易訴訟程序之實行	226
第 233 條 裁判得不經言詞辯論為之	226
第 234 條 判決書之簡化	226
第 235 條 提起上訴或抗告須經許可	226
第 236 條 簡易程序適用之規定	227
第 237 條 準用之規定	227
第 3 編 上訴審程序	228

第 238 條	上訴於最高行政法院	228
第 239 條	上訴之範圍	228
第 240 條	捨棄上訴權	228
第 241 條	上訴期間	228
第 242 條	上訴之理由	228
第 243 條	判決違背法令之情形	229
第 244 條	上訴之程式	231
第 245 條	補提上訴理由書之期間	231
第 246 條	原審對不合法上訴之處置	232
第 247 條	上訴狀之送達及答辯狀之提出	232
第 248 條	補提書狀於最高法院	232
第 249 條	對不合法上訴之處置	232
第 250 條	上訴聲明之限制	233
第 251 條	調查之範圍	233
第 252 條	裁定停止訴訟程序	233
第 253 條	判決不經言詞辯論之原則	233
第 254 條	最高行政法院判決之基礎	233
第 255 條	無理由上訴之判決	234
第 256 條	上訴有理由之判決	234
第 257 條	將事件移送管轄法院	234
第 258 條	原判決雖違背法令仍不得廢棄之例外規定	234
第 259 條	自為判決之情形	234
第 260 條	發回或發交判決	235
第 261 條	發回或發交所應為之處置	235
第 262 條	撤回上訴	235
第 263 條	上訴審程序準用之規定	235
第 4 編 抗告程序		236
第 264 條	得抗告之裁定	236
第 265 條	程序中裁定不得抗告之原則	237
第 266 條	準抗告	239
第 267 條	抗告法院	240
第 268 條	抗告期間	240

第 269 條 提起抗告之程式.....	240
第 270 條 抗告捨棄及撤回準用之規定.....	240
第 271 條 擬制抗告或異議.....	240
第 272 條 準用之規定.....	240
第 5 編 再審程序	241
第 273 條 再審之事由.....	241
第 274 條 為判決基礎之裁判有再審原因	244
第 274 條之 1 判決駁回後不得提起再審之訴	244
第 275 條 再審之專屬管轄法院	244
第 276 條 提起再審之期間.....	245
第 277 條 提起再審之程式.....	246
第 278 條 駁回再審之訴.....	246
第 279 條 本案審理範圍.....	246
第 280 條 雖有再審理由仍應以判決駁回	246
第 281 條 各審程序之準用.....	247
第 282 條 再審判決之效力.....	247
第 283 條 準再審	247
第6編 重新審理	249
第 284 條 重新審理之聲請.....	249
第 285 條 重新審理之管轄法院	249
第 286 條 聲請重新審理之程式	249
第 287 條 聲請不合法之駁回.....	250
第 288 條 聲請合法之處置.....	250
第 289 條 撤回聲請.....	250
第 290 條 回復原訴訟程序.....	250
第 291 條 不停止執行之原則.....	250
第 292 條 重新審理之效力	250
第 7 編 保全程序	252
第 293 條 假扣押之要件.....	252
第 294 條 假扣押之管轄法院	252
第 295 條 本訴之提起	252

第 296 條	假扣押裁定撤銷之效力	252
第 297 條	假扣押程序準用之規定	252
第 298 條	假處分之要件	253
第 299 條	假處分之限制	254
第 300 條	假處分之管轄法院	254
第 301 條	假處分原因之釋明	254
第 302 條	假處分準用假扣押之規定	254
第 303 條	假處分程序準用之規定	254
第 8 編	強制執行	255
第 304 條	撤銷判決之執行	255
第 305 條	給付裁判之執行	255
第 306 條	執行機關與執行程序	255
第 307 條	強制執行之訴訟之受理法院	258
第 307 條之 1	準用之規定	266
第 9 編	附 則	267
第 308 條	施行日期	267

行政訴訟法實務見解彙編（續編）

行政訴訟法

1. 中華民國21年11月17日國民政府公布全文27條，並自中華民國22年6月23日施行
2. 中華民國26年1月8日國民政府修正公布全文29條
3. 中華民國31年7月27日國民政府修正公布全文30條
4. 中華民國58年11月5日總統令修正公布第24條
5. 中華民國64年12月12日總統令修正公布全文34條；並自同日施行
6. 中華民國87年10月28日總統（87）華總（一）義字第8700221330號令修正公布全文308條。中華民國88年7月8日司法院（88）院台廳行一字第17712號令定自89年7月1日起施行
7. 中華民國96年7月4日總統華總一義字第09600083721號令修正公布第49、98~100、103、104、107、276條條文；並增訂12-1~12-4、98-1~98-6條文。中華民國96年7月31日司法院院台廳行一字第0960016042號令定自96年8月15日起施行
8. 中華民國99年1月13日總統華總一義字第09900006281號令修正公布第6、12-2、12-4、15、16、18~20、24、37、39、43、57、59、62、64、67、70、73、75、77、81、83、96、97、100、104~106、108、111、112、121、128、129、131、132、141、145、146、149、151、154、163、166、176、189、196、200、204、209、229、230、243、244、253、259、272、273、277、286條條文；並增訂第12-5、15-1、15-2、274-1、307-1條。中華民國99年4月23日司法院院台廳行一字第0990009843號令定自99年5月1日起施行